

春日井市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産後の心身の不調、育児不安等を抱える家庭が安心して子育てができるよう支援をするため、産後ケア事業（母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業をいう。以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項若しくは同法第5条第1項に規定する診療所又は同法第2条第1項若しくは同法第5条第1項に規定する助産所であって、事業の適切な運営が確保できると認められる者に事業を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する者のうち、出産後1年未満の母親（以下単に「母親」という。）及びその生後1年未満の乳児（以下これらを「母子」という。）であって、母親の心身のケア、育児のサポート等を必要とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 母子のいずれかが感染症疾患に罹患している者
- (2) 入院加療の必要がある者
- (3) 心身の不調又は疾患があり、医療的介入の必要がある者

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、対象者としてすることができる。

(事業内容等)

第4条 市は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を実施するものとする。

- (1) ショートステイ（宿泊型） 母子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を行う事業

(2) デイサービス（通所型） 母子に日帰りで施設を利用させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を行う事業

(3) アウトリーチ（訪問型） 母子の自宅等に訪問し、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を行う事業

2 前項各号に規定する心身のケア及び育児に関する指導等は、次に掲げる内容とする。

(1) 母親の心理的及び身体的ケア

(2) 母子の保健指導及び栄養指導

(3) 育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談

(4) 生活の相談及び支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な相談、保健指導及び情報提供

（利用日数）

第5条 事業の利用日数は、ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（通所型）及びアウトリーチ（訪問型）（1日につき1回の利用に限る。）を合わせて7日を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（実施時間）

第6条 実施時間は、原則として次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) ショートステイ（宿泊型） 午前10時から翌日の午後4時まで

(2) デイサービス（通所型） 午前10時から午後4時まで

(3) アウトリーチ（訪問型） 午前9時から午後5時までの間のうち、連続する3時間程度

（利用登録の申請）

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、母子健康手帳の交付を受けた日から事業の利用を希望する日の7日（春日井市の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第1条第1項に規定する休日の日数は、算入しない。）前までに春日井市産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式）を市

長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(承認及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利用登録の可否を決定し、春日井市産後ケア事業利用登録承認通知書（第2号様式）（以下「利用登録承認通知書」という。）又は春日井市産後ケア事業利用登録不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により利用登録の承認を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、承認された内容に変更が生じたときは、春日井市産後ケア事業利用登録変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した内容を変更したときは、春日井市産後ケア事業利用登録変更承認通知書（第5号様式）により、利用登録者に通知するものとする。

(再交付)

第10条 利用登録者は、利用登録承認通知書を紛失し、汚損し、又は破損したときは、市長に対し、春日井市産後ケア事業利用登録承認通知再交付申請書（第6号様式）を提出して、再交付の申請をすることができる。

2 汚損又は破損に係る前項の再交付の申請については、申請書に汚損又は破損した春日井市産後ケア事業利用登録承認通知書を添付しなければならない。

(利用登録者の自己負担額)

第11条 利用登録者は、別表に掲げる額に利用日数を乗じた額を負担する。

2 市長は、利用登録者の属する世帯が、第7条に規定する申請をする日において世帯員の全員が市民税非課税である世帯又は生活保護世帯である場合は、利用登録者に市民税非課税又は生活保護を受給していることを証する書類を提出させることにより利用登録者の自己負担額を減免する。ただし、利用登録者が当該世帯員であることを証するための情報閲覧に同意し、市において当該世帯

員であることが確認できる場合は、この限りではない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市産後ケア事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市産後ケア事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第11条関係）

利用登録者の自己負担額

	ショートステイ (宿泊型)	デイサービス (通所型)	アウトリーチ (訪問型)
自己負担額 (1日当たり)	3,000円	2,000円	1,000円

備考 多胎児による加算額は0円とする。